

雇用促進住宅新規入居者募集について

福島県では（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の協力のもと、下記のとおり県外に避難している方向けに雇用促進住宅の入居者募集を行います。

1 対象者

①貸与要件

- ・東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故により避難指示区域外（平成27年6月15日時点）から現在県外の応急仮設住宅に避難されている方。
- ・今回募集を行う住宅の所在する都道府県にお住まいの方（茨城県、埼玉県、神奈川県¹の住宅については埼玉県、東京都、神奈川県に住んでいる世帯も対象となります。）。

②入居者資格

- ・申請者の年収（賞与及び利子所得等で継続的な収入を含む）の12分の1の額が、家賃及び共益費の合計額の3倍以上である方。（満たない場合は、同居者の収入を合算することも可。）
- ・確実な連帯保証人がある方
毎月の収入額が、家賃及び共益費の合計額の3倍以上である連帯保証人が必要です。
また、十分な保証能力があると認められる法人を連帯保証人とすることができます。
- ・申請者及び申請者と同居する方が、暴力団員ではない方。
- ・平成29年3月31日までに応急仮設住宅を退去し、雇用促進住宅に入居できる方。

※入居者資格のお問い合わせは、（一財）SK総合住宅サービス協会各支所（別紙参照）までお願いします。

2 賃貸借契約期間

契約期間は2年以内となります。ただし、契約期間満了時に再契約が可能である場合は、改めて再契約の意向確認を行い、新規の定期貸与契約を締結し、引き続き入居することができます。

3 募集住宅

別紙「避難者向け募集住宅一覧」をご覧ください。

4 家賃等

住宅毎に定められている敷金、家賃、共益費、駐車料金の額となります。なお、2年間の契約期間満了後、新規の定期貸与契約を締結される場合は、3年目以降の家賃となります。

また、家賃等は入居時に敷金、入居月及び入居月の翌月の家賃等を入居前にお支払いいただき、入居後、口座振替により毎月27日に翌月分の家賃等をお支払いいただきます。

5 募集期間

平成28年11月4日（金）～平成28年11月21日（月） ※当日消印有効

6 応募方法

「雇用促進住宅借受申請書」に必要事項を記入の上、送付してください。

◎借受申請書等の送付先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁生活拠点課

◎問い合わせ先

被災者のくらし再建相談ダイヤル TEL 0120-303-059

7 入居対象者の決定方法

募集の結果、応募者数が募集数を超えた住宅については、福島県において抽選により入居対象者を決定します（入居資格審査があるため、入居が確定するわけではありません。）。

8 入居者資格審査

雇用促進住宅の管理会社（（一財）SK総合住宅サービス協会）による入居者の資格審査が行われますので、下記の書類を管理会社へ送付してください（詳しい宛先、送付期間については、入居対象者の決定後お伝えします）。

貸与を決定した入居者に対しては、管理会社から貸与決定の通知及び契約書類を送付します。なお、通知に記載の入居指定日までに契約を締結しない及び敷金、家賃、共益費の払い込みがされない場合は、貸与決定は取り消しとなります。

①申請者に関するもの

- ・雇用促進住宅借受申請書（福島県の証明があるもの）
- ・住民票又は住民票記載事項証明書（入居する方全員分。続柄が表示されているもの。）
- ・入居に関する誓約書
- ・直近の源泉徴収票（写し）又は市区町村が発行する直近の所得証明書
- ・同居に関する誓約書 ※同居する方が住民票又は住民票記載事項証明書で確認できない場合

②連帯保証人に関するもの（連帯保証人が法人の場合は不要）

- ・直近の源泉徴収票（写し）又は市区町村が発行する所得証明書
- ・印鑑登録証明書

9 その他

①貸与期間中、入居者と同居者は、『雇用促進住宅定期貸与契約書』及び『入居者心得』を遵守するものとし、善良な管理者の注意義務をもって、雇用促進住宅を使用していただきます。特に、次の事項は必ず守っていただきます。

- ・ゴミ出し等の集合住宅のルールは遵守すること。
- ・住宅構内は、決められた駐車場以外は駐車禁止であること。
- ・犬・猫等の動物の飼育は認められないこと。
- ・敷地内での家庭菜園等による不法占拠行為をすることは認められないこと。

②提出書類に虚偽の記入があったとき、家賃等を2か月分以上未納したとき、又は貸与条件や入居者心得に違反したときは、入居期間中であっても退去していただきます。

③自家用車をお持ちの方で、住宅に駐車場が設置されていない場合は自分で駐車場を確保してください。

④連帯保証人は、借受人と連帯して、貸与契約から生じるすべての債務について履行の責任が課せられています。

⑤雇用促進住宅は平成33年までに譲渡・廃止することが閣議決定されており、今回募集を行う住宅についても、入札の結果により、入居決定後に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構から別の法人等に所有者が変更になる場合があります。

所有者が変更となった場合も、10年間は雇用促進住宅と同一の家賃等条件で再契約し、定期貸与契約を継続することができます。ただし、譲渡先が決定しない場合は、平成32年3月までに住宅の運営を終了するため、定期貸与契約終了後の再契約に応じられなくなる場合があります。

⑥所得要件を満たした方については、福島県が行う「民間賃貸住宅家賃への支援」の対象となる場合があります。

⑦入居決定後、住宅の清掃等を行うため、住宅への入居時期は平成29年3月頃になる予定です。

※今回の募集は、福島県に係る被災者支援として実施しており、必要に応じて当該入居者の情報を福島県と機構で共有させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

【問い合わせ先】福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル TEL 0120-303-059

埼玉県、東京都、神奈川県避難者向け募集住宅一覧

都道府県	宿舎名	住所	運営開始	階数	EV	募集戸数	間取り	敷金	家賃		共益費	駐車場	
									1～2年目	3年目以降		敷金	料金
茨城県	日立	日立市南高野町3-18	S40.3.23	4	無	30戸程度	3DK	78,400～ 80,000	39,200～ 40,000	45,800～ 46,600	1,100		
	大穂	つくば市大字大曾根2201-1	S55.3.16	5	無	30戸程度	2DK	51,600	25,800	30,100	800		
	東光台	つくば市東光台3-17-1	S58.8.1	5	無	20戸程度	3DK	70,000	35,000	40,900	800		
埼玉県	大谷	さいたま市見沼区大谷1780	S42.9.20	5	無	10戸程度 60戸程度	2K 3DK	47,200 94,000	23,600 47,000	27,600 54,900	800 1,100	9,140	4,935
	柳崎	川口市柳崎1-13-1	S51.4.15	8	有	60戸程度	2DK	76,600	38,300	44,700	3,150	10,400	5,616
神奈川県	鎌倉	鎌倉市手広5-3	S39.8.23	4	無	40戸程度	3DK	77,200～ 84,800	38,600～ 42,400	45,100～ 49,400	1,100	6,000	3,240
	三田	厚木市三田南1-15	S46.4.9	5	無	30戸程度	2K	44,800	22,400	26,200	800	9,600	5,184

※募集戸数は、補修等の状況により増減する場合があります。
 ※駐車場欄が斜線の住宅は、構内駐車場を有していない住宅になります。近隣の駐車場の有無については管理会社に確認ください。
 ○管理会社

(茨城県)SK総合住宅サ-ビス協会東京支所 TEL03-5520-1745
 (埼玉県)SK総合住宅サ-ビス協会東京支所 TEL03-5520-1743
 (神奈川県)SK総合住宅サ-ビス協会東京支所 TEL03-5520-1745

※事前に住宅を見学したい場合には、該当住宅管理事務所へ連絡・日程調整してください。

(茨城県)
 日立宿舎 いばらき北集中管理事務所 TEL:0294-54-2495
 大穂、東光台宿舎 いばらき中集中管理事務所 TEL:029-831-1895
 (埼玉県)
 大谷、柳崎宿舎 埼玉東集中管理事務所 TEL:048-267-6632
 (神奈川県)
 鎌倉宿舎 神奈川県南集中管理事務所 TEL:0467-32-4724
 三田宿舎 神奈川県相模集中管理事務所 TEL:046-251-1218

埼玉県、東京都、神奈川県に避難されている方



雇用促進住宅借受申請書

私は、雇用促進住宅を借り受けたいので、下記のとおり申請します。なお、貸与を受けた場合は、貸与条件を遵守します。

平成 年 月 日

< _____ ブロック総合サービス会社 >

一般財団法人SK総合住宅サービス協会 支所長 殿

申請者氏名

㊤

フリガナ 氏 名		男 女	生年 月日	大正/昭和/平成 年 月 日(才)
現住所	〒 _____ TEL ()			
避難元住所	〒 _____			
月 収	1. 給与等 (賞与を含む年収の12分の1の額) _____ 円 2. その他 (年収の12分の1の額) _____ 円			
入居希望住宅名	宿舎	希望間取り <small>※間取りが複数ある宿舎</small>	入居希望日	平成 年 月 日
世帯員 ・ 同居人	氏 名	続 柄	生年月日	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
連帯保証人欄	(申請者との関係) _____ (勤務先又は職業) _____ (住 所) 〒(_____) (氏 名) _____ ㊤ (生年月日) _____ TEL ()			
福島県証明欄	上記の申請者は、雇用促進住宅の入居対象者であることを証明します。 平成 年 月 日 福島県知事 ㊤			

管 理 会 社 処 理 欄		整 理 番 号	認 定 年 月 日	認 定 番 号
		入居室番号	入居指定日	入居区分



雇用促進住宅借受申請書

私は、雇用促進住宅を借り受けたいので、下記のとおり申請します。なお、貸与を受けた場合は、貸与条件を遵守します。

山形県の住宅は、東北ブロック、仙台支所と記載。
 茨城、埼玉、神奈川県は、関東甲信越ブロック、東京支所と記載。

平成 28年 10月 31日

関東甲信越 ブロック総合サービス会社
 一般財団法人SK総合住宅サービス協会 東京支所長 殿

申請者氏名 福島 太郎

フリガナ 氏名	フクシマ タロウ 福島 太郎	男 女	生年 月日	大正/昭和/平成 45年 1月 1日(46才)
現住所	〒 135-0063 東京都江東区有明 ×-×-× TEL 090 (××××)××××			
避難元住所	〒 960-8065 福島県福島市杉妻町 ×-×-×			
月収	1. 給与等 (賞与を含む年収の12分の1の額) 200,000 円 2. その他 (年収の12分の1の額) 円			
入居希望住宅名	大谷 宿舎	希望間取り ※間取りが複数ある宿舎	3DK	入居希望日 平成 29年 3月 15日
世帯員 同居人	氏名	続柄		生年月日
	福島 花子	妻		S47・10・10
	福島 一郎	長男		H15・5・5
	福島 桃子	長女		H18・3・3
連帯保証人欄	(申請者との関係) 兄 (勤務先又は職業) ○×建設 (住所) 〒(261-0014) 千葉県千葉市美浜区若葉×-×-× (氏名) 福島 正男 (生年月日) 昭和42年12月25日 TEL 090 (××××)××××			
福島県証明欄	上記の申請者は、雇用促進住宅の入居対象者であることを証明します。 平成 年 月 日 福島県知事			

管 理 会 社 処 理 欄	整理番号	認定年月日	認定番号
	入居室番号	入居指定日	入居区分

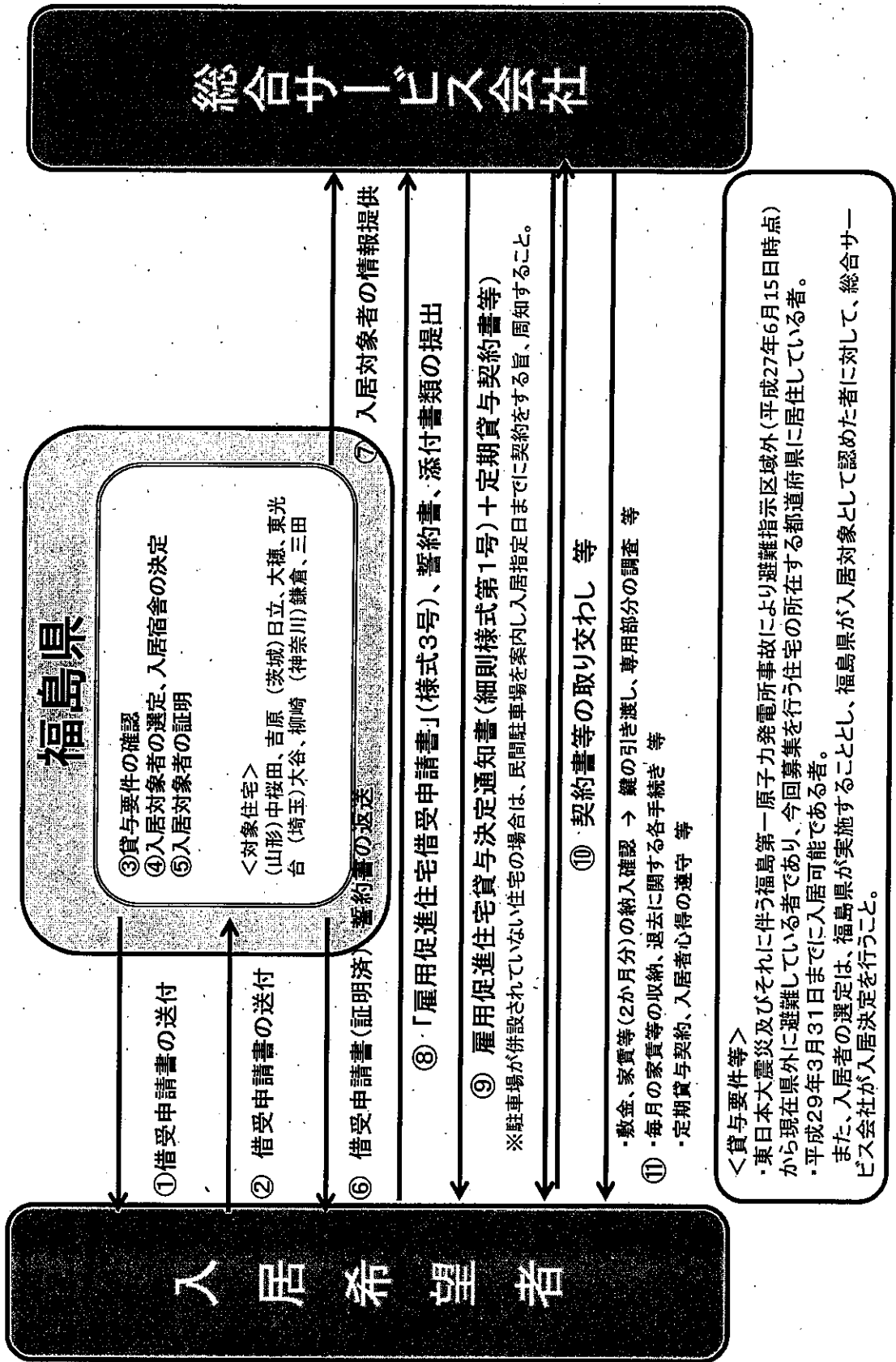
■□■貸与条件について■□■

1. 雇用促進住宅は、定期貸与契約方式を採用した住宅で貸与期間は2年以内となっています。
2. 東日本大震災被災当時、福島県内に居住しており、現在県外の応急仮設住宅にお住まいの方が貸与の対象となります。
3. 入居者資格は次のとおりです。
 - (1) 申請者の年収（賞与、利子所得等で継続的な収入を含む）の12分の1の額が入居希望雇用促進住宅の家賃と共益費を合わせた額の3倍以上あることが必要です。（満たない場合は、同居者の収入を合算することも可。）
 - (2) 確実な連帯保証人があることが必要です。（連帯保証人が個人の場合は、連帯保証人の年収の12分の1の額が入居希望雇用促進住宅の家賃と共益費を合わせた額の3倍以上であることが必要です。また、十分な保証能力があると認められる法人を連帯保証人とすることができます。）
 - (3) 入居者、入居者の世帯員又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないことが必要です。
4. 家賃、共益費、駐車場料金、敷金をご負担いただきます。なお、毎月の家賃、共益費及び駐車場料金は口座振替によりお支払いいただきます。
5. 貸与期間中、入居者及び世帯員・同居者は、『雇用促進住宅定期貸与契約書』及び『入居者心得』を遵守するものとし、善良なる管理者の注意義務をもって、雇用促進住宅を使用させていただきます。貸与期間終了後は、直ちに明渡しを行っていただきます。
6. 当該申請書に虚偽の記入があったとき、『雇用促進住宅定期貸与契約書』又は『入居者心得』に違反したときは、退去していただく場合があります。
7. 次の禁止事項等については必ずお守りください。
 - (1) ゴミ出し等の住宅の共通のルールを遵守していただきます。
 - (2) 犬・猫等の動物の飼育は認められません。
 - (3) 構内不法駐車をすることがないようにお願いします。
 - (4) 敷地内での家庭菜園等による不法占拠行為をする事は認められません。
8. 本申請書に記載されている個人情報につきましては、必要に応じて復興支援を行う自治体に提供する場合があります。

【入居手続き】

1. 申請書には、雇用促進住宅に同居しようとする者全員の住民票等（続柄が確認できるもの）及び入居に関する誓約書を添付してください。
2. 連帯保証人が個人である場合には、連帯保証人の市区町村の所得証明書（又は源泉徴収票の写し）及び印鑑登録証明書を添付してください。
3. その他申請内容を確認するために必要な書類を提出してください。
4. この申請書を審査し、貸与を決定した場合は、その旨を通知します。

東日本大震災による福島県の応急仮設住宅の供与が 終了する避難者に対する雇用促進住宅貸与フロー図





提出書類確認票

この票を提出する必要はございません。
申し込みをする際の確認用としてお使いください。

福島県へ送付する書類 (平成28年11月21日(月)までに送付してください ※消印有効)	確認欄
1 雇用促進住宅借受申請書	

※連帯保証人の実印は不要です。福島県で証明した後、個人の場合は実印を押印してください。

管理会社へ提出する書類 (福島県から「雇用促進住宅借受申請書」が返送されてから提出してください。) 提出期限:平成28年12月28日(水)	確認欄
○申請者に関するもの	
1 雇用促進住宅借受申請書(福島県の証明があるもの) ※個人の場合は連帯保証人の実印の押印を確認してください。	
2 住民票または住民票記載事項証明書 (入居する方全員分。続柄が表示されているもの)	
3 入居に関する誓約書	
4 直近の源泉徴収票(写し)または市区町村の発行する所得証明書	
5 同居に関する誓約書 (同居する方が住民票又は住民票記載事項で確認できない場合)	
○連帯保証人に関するもの(連帯保証人が法人の場合は不要)	
6 直近の源泉徴収票(写し)または市区町村の発行する所得証明書	
7 印鑑登録証明書	

○申し込みの流れ

- 1 福島県へ「雇用促進住宅借受申請書」を提出。
- 2 福島県で入居対象者を決定。
- 3 福島県から入居対象者に対し、「雇用促進住宅借受申請書(福島県の証明があるもの)」を返送。
- 4 管理会社へ必要書類を提出。
- 5 管理会社による資格審査。
- 6 入居決定。管理会社から貸与決定の通知及び契約書類を送付。
- 7 管理会社と契約書の取り交わし。

